

被保険者 各位

フジクラ健康保険組合

令和3年度「健康保険 被扶養者資格調査」実施について

当健康保険組合被保険者・被扶養者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

当健保組合では、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の指導に基づいて、皆様の大切な保険料を公正に運用するため、被扶養者の資格調査（検認）を行います。

これは、過去に被扶養者となった方が、その後も被扶養者の認定基準を満たしているかどうか確認するための調査です。また被扶養者の喪失漏れ、就職や収入増加等で本来扶養から外れる方が含まれていた場合、保険給付費やすべての拠出金等の支払いに影響を及ぼします。

このように健康保険組合の健全運営のため必要な調査ですので、皆様のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

なお、本業務については「(株)法研」へ委託しておりますので、お問い合わせや督促連絡等につきましては、「(株)法研」「法研コールセンター(0800-800-3623)」よりご連絡させていただきます。

調査の結果、被扶養者の認定基準から外れていると判定した場合は当健保組合が定めた日、または事由発生日（就職日等）をもって、扶養削除といたします。

また、正当な理由がないまま、期日までに必要書類を提出されない場合にも法令により、扶養削除となります。

その場合、扶養削除と認められる日以降に医療機関等で治療を受けた場合、医療費を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

※委託にあたっては、委託先「(株)法研」の適切な管理及び監督を行います。

(株)法研HP <https://www.sociohealth.co.jp/>

1. 調査対象事業所

(株)フジクラ／フジクラ労働組合／(株)フジクラファシリティーズ／(株)フジクラハイオプト／沼津熔銅(株)／(株)フジクラビジネスサポート／オプトエナジー(株)／(株)フジクラキューブ

2. 調査対象者

1の事業所の、令和3年6月30日現在認定している18歳以上(平成15年4月1日以前生まれ)の被扶養者

※ただし、令和3年4月1日以降に扶養認定された方は除きます。

3. 調査方法

(1) 調査書類発送日

令和3年7月30日(金)

(株)法研より被保険者の健保登録住所へ発送いたします。

(2) 提出書類

- ①「健康保険被扶養者確認調書」
- ② 収入状況(扶養状況)を確認できる必要書類

(3) 提出期限

令和3年8月31日(火) 必着

(4) 提出先

同封の返信用封筒にて(株)法研へご郵送ください。

※健康保険組合へ社内便等で送付しないでください。

注) 提出期限までに「確認調書」および必要書類を提出されない場合、健康保険法施行規則第50条7項により、被扶養者資格を削除することになりますのでご注意ください。

<参考>

■健康保険法施行規則 第50条

健康保険組合は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認又は更新をすることができる。

■厚生労働省保険局長通知 保発第1029004号

被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から毎年実施すること。

■厚生労働省保険局保険課長通知 保発第1029005号

被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること。

以上